

【追加募集】授業料減免申請受付のお知らせ

千葉県許可がでましたので、授業料減免の申請を追加募集します。申請を希望する方は申請書を A4 用紙にプリントアウトし、必要事項を記入して期限までに学校事務室に提出してください。ご家庭でプリントアウトができない場合は、事務室にも用意してありますので取りに来てください。

提出期限 2 月 7 日（月）※厳守 事務室へ提出

〈授業料減免〉 対象となる授業料の期間：4 月～翌年 3 月

授業料減免制度は県の補助を受け本学園が行う事業です。月々の納付金のうち授業料に対して国の就学支援金が支給されていますが、就学支援金だけではカバーしきれない分に対して、授業料の減免をします。そのため就学支援金を受給していることが前提となり、4 月からの就学支援金のうち月額 30,000 円の支給ではない月がある場合に申請できます。

授業料減免（2 号と 3 号）は、就学支援金と同様に保護者等全員の計算式による算出額の合計（以下、**判定額**）にて判断します。保護者等全員とは、就学支援金の手続きでマイナンバー等を提出した親権者等のことです。

※月額納付金免除を受けている特待生は対象外です。

【計算式】市町村民税の課税標準額×6% — 市町村民税の調整控除の額

※政令指定都市の場合（千葉市等）は、「調整控除の額」
に 3/4 を乗じて計算
※100 円未満切り捨て

市町村民税の課税標準額や市町村民税の調整控除の額の確認方法等については、住民税の賦課期日（その年の 1 月 1 日）に在住していた市町村へお問合せください。マイナンバーカードを発行している場合は、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」でも確認できます。

【判定表】

参考のため就学支援金加算区分を記載

年収等区分 (目安)	判定額	就学支援金 加算区分	授業料減免
生活保護 ※	(0 円)	加算あり	1 号
～ 5 9 0 万円	～ 1 5 4, 5 0 0 円未満	(30,000 円)	2 号
～ 6 4 0 万円	～ 1 7 5, 5 0 0 円未満	加算なし (9,900 円)	2 号
～ 7 5 0 万円	～ 2 2 7, 1 0 0 円未満		3 号
～ 9 1 0 万円	～ 3 0 4, 2 0 0 円未満		—
住宅等の建物、土地、家財等に災害を受けた方 ※	—	—	4 号
上記 2～4 号に準ずる程度に困窮していると認められる方 (家計急変) ※	—	—	5 号

1 号、2 号
30,000 円から就学支援金を除いた差額を免除

~~3 号、4 号、5 号~~
~~18,900 円から就学支援金を除いた差額を免除~~

※1 号…【提出書類】の③生活保護受給証明書等が必要

~~4 号…【提出書類】の④罹災証明書等が必要~~

~~5 号…【提出書類】の⑤雇用保険受給資格者証等が必要~~

※4 号、5 号につきましては、追加募集していません。

【支給パターンの例】

例 1) 4 月から 6 月が「加算あり」で、判定額が 150,000 円の場合

	4 月から 6 月 (月額)	7 月から 3 月 (月額)	合計 (年額)
就学支援金	加算あり 30,000 円	加算あり 30,000 円	360,000 円
授業料減免 (なし)	0 円	0 円	0 円

例 2) 4 月から 6 月が「加算なし」で、判定額が 150,000 円の場合

	4 月から 6 月 (月額)	7 月から 3 月 (月額)	合計 (年額)
就学支援金	加算なし 9,900 円	加算あり 30,000 円	299,700 円
授業料減免 (2 号)	20,100 円	0 円	60,300 円

例 3) 4 月から 6 月が「加算あり」で、判定額が 180,000 円の場合

	4 月から 6 月 (月額)	7 月から 3 月 (月額)	合計 (年額)
就学支援金	加算あり 30,000 円	加算なし 9,900 円	179,100 円
授業料減免 (3 号)	0 円	9,000 円	81,000 円

【提出書類】

① 授業料減免申請書 ———— 申請を希望する方は、全員提出

② 生活保護を受給していることが分かる証明書

… 生活保護世帯は生活保護証明書の提出が必要です。減免は 1 号での申請となります。

令和 3 年 1 月 1 日時点で生活保護を受給していることが分かる証明書を提出してください。

~~③ 罹災証明書等 (別添「4 号減免の取扱いについて」を参照のこと)~~

~~減免 1～3 号に該当せず、4 号で申請する場合に必要です。~~

~~④ 雇用保険受給資格者証等 (別添「5 号減免の取扱いについて」参照のこと)~~

~~減免 1～3 号に該当せず、5 号で申請する場合に必要です。~~

該当者のみ
提出

【その他・注意事項】

※4 号、5 号につきましては、追加募集して
いません。

- ◆ 給付型の事業なので返済義務はありません。
- ◆ 減免軽減受給は、あくまでも該当者のみ、自己申告によるものです。
- ◆ 減免対象者と認められた場合、1 年分の減免額を 3 月末に郵便局の納付金引き落とし口座へ送金予定です。
- ◆ 授業料減免対象者の絞り込み及び審査には「就学支援金の事務で得た判定結果の利用に係る同意」が必要となります。しかし 2、3 年生につきましては「同意」を全員からは頂いておりません。そのため授業料減免が未申請であることのお声掛けを、学校からは出来ません。ご自身で申請可能かを判断して申請書を提出して頂くか、個別に学校事務局の伊藤までお問い合わせ頂ければと思います。問い合わせがあった場合は「同意」を頂いたものとして、就学支援金の判定結果を用いて減免申請可能かどうか調べいたします。
- ◆ 特別に県の許可を得て申請期間を延ばして追加募集しています。提出期限の厳守にご協力ください。

お問い合わせ 東京学館船橋高等学校事務局 伊藤まで TEL 047-457-4611 (代表電話)